

情報ひろば 6月

福祉

高齢者・障がい者用居室などの増改築資金の貸し付け

【高齢者・障がい者の専用居室、浴室、台所、トイレ、廊下などの増改築】
対▽60歳以上の高齢者と同居している60歳未満の人 ▽60歳未満で身体障害者手帳1〜4級・療育手帳Aを所持している人またはその人と同居している人 **額**50万〜250万円、金利0.3割(変動する場合あり)で、償還期間は、10年以内(貸付額に応じて変動) ※連帯保証人が2人必要、工事着工前に申請が必要

高齢社会課からのお知らせ

問 駅南庁舎高齢社会課
 0857-20-3453
 各総合支所市民福祉課(13ページ)

障がいに関する相談は

身体障がいや知的障がいのある人またはその家族からの日常生活を送る上でのさまざまな相談に応じ、福祉サービスなどに関する情報提供や助言を行う身体障がい者相談員・知的障がい者相談員を設置しています。困りごとがありましたら、気軽に相談ください。また、このほかにも障がい福祉サービスなど各種相談に応じる相談支援事業所が市内に7カ所ありますので、こちらでもご利用ください。
 相談員、相談支援事業所の連絡先などは左記問い合わせ先にお尋ねいただくか、市公式ホームページをご覧ください。

市税 豆知識 市・県民税の納期と納付方法

市・県民税は昨年中の所得をもとに計算され、今年の1月1日時点で住んでいた市町村へ納めていただくものです。納付方法は次のとおりです。

【給与所得にかかる特別徴収(引き落とし)】

給与所得者(サラリーマンなど)を対象とした納付方法です。会社などの事業所が、6月〜翌年5月までの毎月の給料から引き落とし、市町村へ納めます。なお、給与以外の所得がある場合(事業所得、譲渡所得など)は、それらの所得について普通徴収を選択できます。

【公的年金にかかる特別徴収】

4月1日現在65歳以上の公的年金受給者のうち、市・県民税の納税義務のある人が対象です。公的年金の支払い者が年金から引き落とし、市町村へ納めます。

月	4・6・8月	10・12・2月
算出方法	前年度2月と同額	年税額の残りの1/3ずつ
納入方法	公的年金から引き落とし(特別徴収)	

【普通徴収】

本市が送付する納税通知書で納めます。納税通知書は6月10日(火)ごろに郵送する予定です。

納期	納期限	納期	納期限
全期・1期	6月30日(月)	3期	10月31日(金)
2期	9月1日(月)	4期	2月2日(月)

問 駅南庁舎市民税課 ☎0857-20-3417
 各総合支所市民福祉課(13ページ)
 ※市・県民税の納付は口座振替が便利で確実です。
 詳しくは市役所駅南庁舎徴収課 ☎0857-20-3433まで

付加保険料を納めることで年金額を増やせます!

月々の一般保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされて受け取ることができます。

第1号被保険者(20歳〜59歳の自営業・学生など)および任意加入被保険者(日本国内に住む60〜64歳の人および20〜64歳の在外邦人で国民年金に加入する人)は、ご希望に応じてこの制度を利用していただくことができます。

- ※付加保険料の納付を希望される人は手続きが必要です。
- ※第3号被保険者(厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている20〜59歳の配偶者)、国民年金基金に加入している第1号被保険者は利用できません。
- ※平成26年4月以降は、納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。

付加年金(年間受け取り額)の計算式

$$200 \text{円} \times \text{付加保険料納付月数} = \text{付加年金額}$$

※物価スライド(増額、減額)はありません。

【例】 付加保険料を10年間納めた場合	【納付額】	400円×120ヵ月=4万8000円
	【1年間に受け取る付加年金額】	200円×120ヵ月=2万4000円

2年間で支払った保険料と同額を受け取ることができ、とてもお得です。

問 鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311
 駅南庁舎保険年金課 ☎0857-20-3484

お知らせ

第64回 社会を明るくする運動

時 7月3日(木) 12:30開場 **所** とりぎん文化会館小ホール(尚徳町)
容▽13:00〜 警察音楽隊の演奏
 △13:30〜 出発式 △14:00〜 講

ふるさとの映像を見る会

容ふるさとに関する昔ながらの映像を上映 上映予定:相撲のふるさと! 鳥取・島根(平成7年制作) **時**6月19日(木)10:00〜14:00(1時間程度)
所鳥取市文化センター3階視聴覚ライブラリー **料**無料 事前申込み不要
問 教育委員会生涯学習課
 0857-20-3362

【高齢者住宅改修費の助成】

対▽(1)介護保険住宅改修費の支給...介護保険の「要支援」「要介護」認定者 ▽(2)高齢者居住環境整備費の助成...①に該当する者で、本人および同一住所を有する者全員が市民税非課税
 ※(1)・(2)は併用可ですが、(1)の支給が優先 **容**手すりの取付け、段差の解消、滑り防止のための床材変更、引き戸などへの扉の取替え、和式便器から洋式便器への取替えなど ※新築・増築の場合は対象外 **額**▽(1)介護保険住宅改修費の対象工事費(上限20万円)の9割(最高18万円) ▽(2)高齢者居住環境整備費の対象工事費(上限80万円)のうち、20万円までは3分の2、20万円超〜80万円までは2分の1を乗じた額(最高43万3千円) ※工事着工前に申請が必要

【応急軽度家事援助事業】

1人暮らしの高齢者などが、本人または介護者のケガや病気などによって一時的な生活支援が必要な場合、家事援助員を派遣

容掃除・洗濯・炊事など簡易な日常生活の援助 **対**市民税非課税のおおむね65歳以上の1人暮らしの高齢者など **料**30分あたり80円(1ヵ月11時間以内)

家族介護教室

所さわやか会館(第2回のみささなか会館) **容**▽第1回:7月10日(木)13:30〜16:00 高齢者がかりやす

はりきゅうマッサージ費の助成

対所得税および市民税が非課税で、次のいずれかに該当する人 ①昭和19年4月1日までに生まれた人 ②後期高齢者医療の被保険者 **額**1回あたり1000円の助成券を最大12枚まで発行。助成券の有効期限は平成27年5月31日 ※利用は公益社団法人鳥取県鍼灸マッサージ師会、社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会および一般社団法人鳥取県鍼灸師会の会員の経営する施設に限る **持**後期高齢者医療被保

問 駅南庁舎障がい福祉課
 0857-20-3475
 0857-20-3406

認知症の人と家族の集い

毎月第2金曜日開催

時6月13日(金) 10:00〜12:00
所ささなか会館(富安二丁目)
容本人や家族が認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をして、不安を解消する場 **料**無料
問 鳥取中央地域包括支援センター
 0857-20-3456
認 認知症に関する相談は次の各センターでも受けています。
認 認知症コールセンター
 毎週月〜金 10:00〜18:00
 0859-37-6611

認知症疾患医療センター(渡辺病院)
 0857-39-1151

児童手当の現況届は6月中旬に

6月1日現在で児童手当を受給している人は、現況届(6月上旬に郵送)を提出してください。

容 受付期間:6月9日(月)〜30日(月)

提出方法:同封の返信用封筒で郵送または市役所駅南庁舎地階第2会議室各総合支所市民福祉課窓口にて持参

必要書類:▽印鑑(認め印可)持参の場合のみ ▽会社に勤務している人:受給者の健康保険被保険者証のコピーまたは年金加入証明書(様式は現況届裏面にあります) ▽平成26年1月1日現在、受給者または配偶者の住所が本市以外の人:平成26年1月1日にお住まいの市町村発行の平成26年度(平成25年中)所得課税証明書(受給者・配偶者両方とも必要)ただし、受給者所得に税法上の配偶者控除がある場合、配偶者分は不要です。 ※以下については受給者と児童の住所が異なる場合のみ必要 ▽監護および生計同一・維持についての申立書(対象の人には郵送) ▽児童の属する世帯全員分の住民票の写し(児童の住所が市外にある場合のみ)

※現況届を提出しないと、手当の支給ができなくなったり、遅れたりすることがありますのでご注意ください。

問 駅南庁舎児童家庭課現況届専用ダイヤル
 0857-20-3842(6月9日〜30日)
 各総合支所市民福祉課(13ページ)